

# 観光地形成促進地域における不動産取得税課税免除

[規定: 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第3条]

法律で定める観光地形成促進地域内において、「特定民間観光関連施設」の用に供する施設を新設し、または増設した者について、要件に合致しておれば課税免除の対象となります。

(対象施設: 県内全域)

## 1. 対象施設

沖振法第8条第1項及び総務省令<sup>(※1)</sup>に規定する「特定民間観光関連施設」

- ・スポーツ・レクリエーション施設 (例: ゴルフ場、プール、遊園地、野外アスレチック場、マリナーなど)
- ・教養文化施設 (例: 劇場、博物館、美術館、動物園、水族館など)
- ・休養施設 (例: 展望施設、温泉保養施設、海洋療法施設、国際健康管理・増進施設など)
- ・集会施設 (例: 会議場施設、研修施設など)
- ・販売施設 (沖振法施行令第7条の要件を満たすものとして沖縄県知事が指定するもの)

※1 総務省令: 沖振法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令

※ 利用の際有利な権利を有する者がいる又は風俗営業等に供する場合は対象とはなりません。

※ 面積要件等があります。

## 2. 対象施設の要件

- ① 平成24年7月31日から令和3年3月31日までの間に新設し、又は増設したものであること。
- ② 対象施設の用に供する一の設備で、これを構成する減価償却資産(※)の取得価格の合計額が1,000万円を超えるものであること。

※減価償却資産: 所得税法施行令第6条第1号及び2号、法人税法施行令第13条第1号及び2号

## 3. 課税免除の適用範囲

家屋: 対象施設の用に直接供する部分

土地: 適用家屋の垂直投影部分


(取得後1年以内に対象家屋の建設の着手があるものに限る)

※ 課税免除を受けるためには申請が必要です。以下の書類を用意して各県税事務所等まで申請してください。

### < 必要書類 >

- (1) 不動産取得税課税免除申請書 (土地、建物それぞれ提出して下さい) ※
- (2) 図面(縮尺の合うもの) → 各階の平面図及び立面図(土地の場合は、配置図も提出)
- (3) 家屋又は土地の登記簿謄本
- (4) 家屋の建築請負契約書
- (5) 土地の売買契約書
- (6) 減価償却資産であることを明らかにする書類 → 減価償却明細書
- (7) 対象施設であることを明らかにする書類(「販売施設」の場合のみ) → 県知事の指定通知書

※(1)については沖縄県税務課ホームページよりダウンロードができるほか、各県税事務所等にも備えております。

沖縄県 不動産取得税 様式 検索  クリック